

平成28年瑞穂町教育委員会第6回定例会 会議録

平成28年6月23日瑞穂町教育委員会第6回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 森田 義男 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長(再掲) 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課指導担当主幹 山縣 弘典 君
庶務係長(事務局) 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第19号 瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年瑞穂町教育委員会第6回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年瑞穂町教育委員会第6回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番、関谷委員を指名いたします。

日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 業務報告につきましては、別紙資料に記載のとおりです。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 教育長の業務報告内で、5月16日から18日まで、校長に対する人事考課のヒアリングがありますけれども、どのような内容で実施するのでしょうか。

鳥海教育長 人事考課のヒアリングは、目標を設定し、その目標を達成できたかどうかの測定になります。様式も内容も瑞穂町の職員が使用しているものと、さほど変わらないものかと思います。

森田委員 分かりました。これは、校長に対するヒアリングということですね。この人事考課の結果というのは、どこに提出するのでしょうか。

鳥海教育長 これは最終的な評価をつけまして、東京都教育委員会のほうへ提出されます。そこで全教職員の評価を吸い上げ、最終評価は東京都の教育委員会のほうで行います。

森田委員 そうしますと、校長の評価は町の教育委員会が行い東京都教育委員会へあげ、先生方の評価は校長が行い、東京都へあげる、そういう制度なんですか。

鳥海教育長 校長・副校長までを教育長が行っています。最終的に判断するのはこちらではなく、東京都になります。一般の教職員については校長が判断しまして、地教委でとりまとめ、東京都へ送ることになります。

森田委員 目標設定に対する評価を下すのは年度末になると思うのですけれども、その評価をするのはどこになるのでしょうか。

鳥海教育長 地教委ではなく、東京都教育委員会になります。

森田委員 町教育委員会は校長などから出てきた目標設定などの内容が適切かどうかをその部分だけ評価をするのでしょうか。

鳥海教育長 目標に対して達成できたかどうかを町教委で評価を行いそれを送り込みます。評価をつけ送り込みますけれども、それが最終決定ではなく、東京都においてすべての地区から集めたものを精査し、最終的な評価を行うことになり決定されます。

他に、ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了します。

滝澤委員長 日程第3、議案第19号、瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 「瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示について」、提案理由のご説明を申し上げます。

社会教育委員の会議に諮問した「瑞穂町文化賞表彰要綱・瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の見直しについて」平成28年5月26日答申の提出がありましたので、この答申を踏まえ「瑞穂町文化賞表彰要綱」の規定の一部を改正するため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、峯岸社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 「瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示について」 ご説明いたします。

それでは1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第3条第2項第1号の「大臣表彰又はこれと同等」を「都知事表彰又はこれと同等以上」に変更いたします。

附則1といたしまして、この告示は告示の日から施行することを定めています。

附則2では、今回の審査会に申請が上がって来るものに対し適応させるため、遡って平成27年9月1日以降の受賞者を対象とするため定めたものです。

今回の要綱改正に至った経緯を説明させていただきます。まず、社会教育委員の会議に諮問した理由につきましては、「瑞穂町文化賞表彰審査会及び瑞穂町スポーツ賞表彰審査会の中で、表彰基準などについて、見直しが必要ではないかとの意見が審査委員からありました。これを受けて平成27年6月18日に鳥海教育長より社会教育委員の会議、久保田議長に対し文化表彰及びスポーツ表彰について諮問をいたしました。社会教育委員の会議では、7回の定例会で協議を重ね、平成28年5月26日に社会教育委員の会議 久保田議長と村上副議長から鳥海教育長に対し、答申がありました。

具体的にご説明しますと、スポーツ賞は東京都の大会で3位までの成績収めれば表彰とわかりやすく表彰要綱に記載されているため、申請件数も毎年多い傾向にあります。しかし、文化賞については、芸術性に順位が付く大会等が少なく、表彰要綱の中にも大臣表彰又はこれと同等な表彰を受けた個人または団体と記載されているため、ハードルも高く、申請件数も少ない状況です。

社会教育委員の会議の意見としましては、スポーツ賞については、今までどおりとし、文化賞表彰については、国レベルの受賞が対象でしたが、都道府県レベルの表彰に下げた申請件数を増やすようにした方が良いのではないかと。この意見を反映させた要綱改正となります。このような状況から、今回の要綱改正となりました。

以上、説明とさせていただきます。

滝澤委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑にはいります。何かご質疑ございませんでしょうか。

森田委員

滝澤委員長

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論は省略いたします。

なお、本議案については、関谷委員が該当されていますので、同委員は採決に加わらないことを、ご了承願います。

それではお諮りします。議案第34号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第34号は原案どおり可決されました。

森田委員長

日程第4、報告事項1、臨時代理の報告について（町立瑞穂第四小学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約）、を議題とします。教育長より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

臨時代理の報告について（町立瑞穂第四小学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約）、ご報告申し上げます。

瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

町立瑞穂第四小学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

ご説明いたします。1枚おめくりいただき、議案第51号の議案書をご覧ください。

町立瑞穂第四小学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約になります。第四小学校は昭和63年度に除湿温度保持機能復旧工事を行いました。現在26年以上が経過し機器の老朽化により、温度保持や除湿機能に低下がみられることから今回空調機能を復旧するなどの工事を行うものです。また今回の工事は、空調を今までの集中方式から個別方式に変更し、無駄のない効率的な運用を行います。契約の内容ですが、町立瑞穂第四小学校除湿温度保持機能復旧工事、契約の方法、指名競争入札による契約、契約金額 金2億3,166万円、契約の相手方、東京都八王子市明神町2丁目22番7号 日本空調サービス株式会社関東支店 支店長 村山 秀幸。裏面をご覧ください。こちらは入札の経過となっております。続きまして添付資料1をご覧ください。資料右側の工事概要を説明いたします。校舎棟普通教室、特別教室などにエアコン80台を設置します。エアコン設置は教室内の廊下側に天井吊型で行いますが、機器の設置スペースが確保できない場所につきましては、天井埋込型で行います。空調屋外機を8台設置し、全熱交換器は廊下天井内に66台設置します。次に個別空調方式への変更に伴い、これまで使用していた機器と既存の送風用ダクトを撤去いたします。なお、撤去後の機械室は、機材等の保管場所として利用できるよう内部を改造いたします。また、各教室はこれまでの廊下への排出口を閉鎖し一部ガラリを柵に改良するほか、廊下天井も改修します。

添付資料2をご覧ください。1階西側の平面図です。職員室などに天井吊型エアコンを14台、天井埋込カセット型エアコンを設置し、全熱交換機を廊下天井内に10台設置いたします。このほか給食作業員室へ家庭用エアコンを1台設置いたします。また校舎西側に空調屋外機を4台設置いたします。

添付資料3をご覧ください。1階東側の平面図です。普通教室など5部屋に天井吊型エアコンを9台、天井埋込カセット型エアコンを1台、全熱交換機を廊下天井内などに8台設置いたします。また、用務員室へ家庭用エアコンを1台設置いたします。

添付資料4をご覧ください。2階西側の平面図です。普通教室など8部屋に天井吊型エアコンを18台、全熱

交換機を廊下天井内に16台設置いたします。

添付資料5をご覧ください。2階東側の平面図です。普通教室など4部屋に天井吊型エアコンを7台、音楽準備室に天井埋込カセット型エアコンを1台と天井埋込ダクト型エアコン2台を設置します。音楽室のエアコンは天井の構造上、吊型または埋込カセット型の設置が難しいため、埋込ダクト型を音楽準備室に設置いたします。また全熱交換器を廊下天井内に9台設置いたします。

添付資料6をご覧ください。3階西側と屋上の一部の平面図です。普通教室など9部屋に天井吊型エアコンを18台設置、全熱交換器を廊下天井内に15台、屋上の機械室内に全熱交換器を1台設置いたします。

添付資料7をご覧ください。3階東側と屋上の一部の平面図です。普通教室など4部屋に天井吊型エアコンを7台設置、全熱交換器を廊下天井内などに7台設置いたします。また、音楽準備室の上の屋上に空調屋外機を2台設置いたします。

工期は平成27年11月30日までです。なお、落札比率は83.76%です。

以上で説明いたします。

森田委員長 以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑にはいります。何かご質疑ございませんでしょうか。

戸田委員 工期が11月30日までということで夏休みに集中的に工事が行われると思われませんが、授業が始まってから平行して工事がおこなわれるのかどうか、安全面はどのように配慮されているかの説明をお願いします。

教育課長 工事について、夏休みに基本的に撤去作業、既存のダクトの撤去などを行います。2学期が始まるころには、廊下の天井が剥き出しのところが多いかと思われれます。撤去が終わり、順次、普通教室を優先的にエアコンの取り付けを行います。2学期に入りますと、平日は剥き出しの部分は塞いでおきまして、土日に工事を進め子どもたちの授業に影響のないようにいたします。また、安全面に関しましても、資材の搬入等に際しまして安全員の

配置をし、また工事を行っていないときにも危険がないように養生を行い、子どもたちへの安全面の配慮を行います。

森田委員長 天井吊型、天井埋込カセット型や天井埋込ダクト型は従来の学校で行ったものと同じですか。あるいは、耐震などは問題ないと思いますが、吊型を含めて震災のときには問題になります。その辺り配慮はされていますか。また、3種類の違いが分かりましたら説明願いたい。

教育課長 今回3種類のエアコンを設置します。天井吊型、天井埋込カセット型、天井埋込ダクト型です。吊型とカセット型はこれまでも使っていたものになります。天井吊型は天井からの支えの棒により吊り下げられるものになりまして、子どもたちの目にエアコンとして認識しやすいものとなります。天井埋込カセット型は、天井の中にありまして吹き出し口のみが出ているものになります。天井埋込ダクト型につきましては、音楽室の天井が反響板の影響で波打ちしています。その関係で吊型や埋込型が取り付けにくい状況にあります。そのため今まで使用していたダクトを利用し、そこに埋込ダクト型エアコンをとりつけまして、送風する形をとります。何れのエアコンについても、普通教室内ですと45デシベル、保健室・図書室で40デシベル以下を維持するようになっています。防衛省との協議でも予算的な面も考慮し、構造上取り付けられないところ以外は、吊下型を優先的に設置するということになりました。

また、安全面につきましては、吊天井・吊下物の安全基準に従いまして設置をしています。

森田委員長 ほかに質問もないようですので終結いたします。報告事項1を承認いたします。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成27年瑞穂町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前9時14分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員